

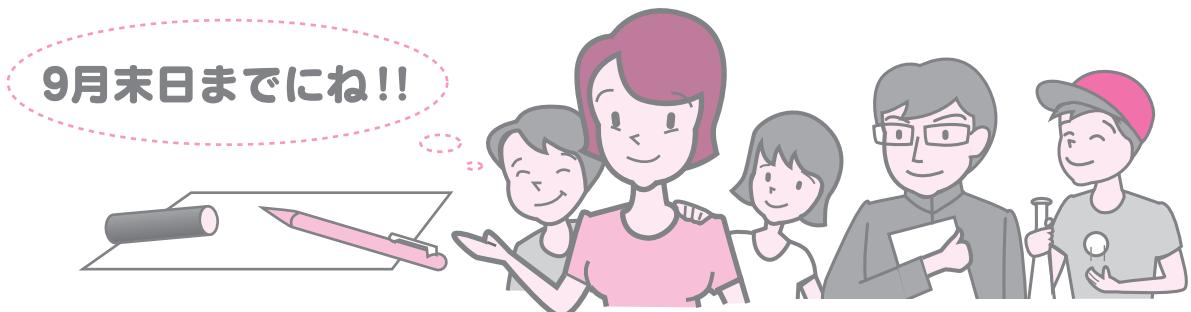
被扶養者の資格継続調査への ご協力について

前回の共済ニュースすこやか（N.208）においてお知らせしておりますとおり、現在、被扶養者の資格継続調査を実施（実施期間..平成19年7月1日から同年9月末日まで）しております。

平成19年5月1日現在扶養手当の支給対象になつていない被扶養者がおられる組合員の皆さまには、所属所の共済事務担当課を通じて「被扶養者資格確認届書」を配布しています。

この調査は、被扶養者が今後も継続して認定し得る要件を備えているかどうかを確認する重要なものですので、「被扶養者資格確認届書」に必要事項の記入および捺印のうえ関係書類を添付して、必ず実施期間終了日（平成19年9月末日）までに共済事務担当課を通じて、当組合へご提出くださいます。よろしくお願いします。

（既に「被扶養者資格確認届書」等をご提出いただいたおりましす組合員の皆さまにつきましては、ご協力ありがとうございました。）



前回の共済ニュースすこやか（N.208）においてお知らせしておりますとおり、現在、被扶養者の資格継続調査を実施（実施期間..平成19年7月1日から同年9月末日まで）しております。

平成19年5月1日現在扶養手当の支給対象になつていない被扶養者がおられる組合員の皆さまには、所属所の共済事務担当課を通じて「被扶養者資格確認届書」を配布しています。

この調査は、被扶養者が今後も継続して認定し得る要件を備えているかどうかを確認する重要なものですので、「被扶養者資格確認届書」に必要事項の記入および捺印のうえ関係書類を添付して、必ず実施期間終了日（平成19年9月末日）までに共済事務担当課を通じて、当組合へご提出くださいます。よろしくお願いします。

（既に「被扶養者資格確認届書」等をご提出いただいたおりましす組合員の皆さまにつきましては、ご協力ありがとうございました。）

「組合員証」や「組合員被扶養者証」等は、皆さまが医療機関で受診する際、共済組合の組合員や被扶養者であることを証明する大事なものですが、大切に保管し紛失のないよう取り扱いには十分にご注意ください。もし紛失された場合は、有効期限がついていないことからさまざまトラブルのもとになりますので、直ちに警察へ届け出ると同時に、所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へすみやかに再交付の申請を行つてください。

組合員証等の取り扱いについて

共済組合への届出口座の確認について

組合員の皆さま、共済組合へ届け出ている口座を解約していませんか。結婚等により氏名の変わった方、口座名義の変更はお済みですか。

毎月2回の給付金や貯金払戻金等の送金日において、届出口座の解約（金融機関の統廃合等で口座番号が自動的に変わっている場合も含む）や口座名義相違等の理由により、給付金等の送金ができない場合があります。

届出口座をご確認いただき、変更がありましたらすみやかに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ届け出してください。